

## 令和8年熊本地震における会長談話

2026年（令和8年）7月28日、熊本県を震源とする最大震度7の地震が発生しました。この度の地震により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

この令和8年熊本地震は、被災地に甚大な被害を及ぼし、今もなお多くの方が不安な状況の中で生活することを余儀なくされています。被災された皆様が誰一人取り残されことなく生活を再建するためには、今後、インフラの復旧等に加えて、被災者の抱える様々な法律問題を解決し、利用可能な被災者支援制度を適切に活用することが不可欠となります。

当会においては、令和6年能登半島地震を受け、多くの方々のご支援ご協力の下、無料法律相談会の開催、無料電話相談の実施、災害ADR（裁判外紛争解決手続）の開催等の様々な被災者支援に取り組んでまいりました。令和6年能登半島地震に際しては、熊本県弁護士会及び同会会員からも、2016年（平成28年）の熊本地震での経験も踏まえ、様々なご助言ご支援をいただきました。

当会は、令和6年能登半島地震の際に受けた恩をお返しすべく、これまでの被災者支援で培ってきた経験を生かし、日本弁護士連合会をはじめとした関係諸機関と連携し、被災者の皆様の生活再建の一助となるよう、被災地・被災者への法的支援に全力を尽くしてまいります。

被災された皆様の安全と、被災地の日でも早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

2026年（令和8年）8月10日

金沢弁護士会

会長 高見健次郎